

平成18年度 第1回（通算第2回）
冷凍空調規格委員会 議事録

I. 日 時：平成18年4月3日(月) 14:00～17:00

II. 場所：虎ノ門パストラル 新館3F すいせん

III. 出席者（順不同・敬称略）

委員長：功刀

副委員長：小口

委員：松尾、福田、栗須、辻、松浦、川口、太田、澤柳、三好、熊倉、
高木、荻野、西沢

K H K：荒井、松木、佐藤、長沼、小山田、瀬谷

オブザーバ：小川（(社)東京都高圧ガス保安協会）

IV. 配付資料

資料9 平成17年度 第1回 冷凍空調規格委員会 議事録（案）

資料10-1 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の作成・制定の進め方について（案）

資料10-2 内閣告示第30号「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件」

資料10-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱（案）

資料10-4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係スケジュール(東南海・南海との対比)

資料10-5 冷凍関係事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範(案)

参考資料10-1 東南海・南海地震防災対策推進基本計画

参考資料10-2 投票用紙サンプル

資料11-1 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会委員名簿（案）

資料11-2 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会委員構成について

資料12 冷凍保安規則関係 定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの設置について(案)

資料13 冷凍空調装置の施設基準検討分科会の設置について（案）

V. 議事概要

1. 挨拶
会議に先立って、KHKから挨拶があった。
2. 委員等紹介
事務局から、前回欠席であった荻野委員の紹介があった。
また、オブザーバの小川氏の紹介があった。
3. 定足数の報告
事務局から、本日の委員出席者数は15名であることを報告し、規格委員会規程第2条第4項に定める定足数を満足していることが確認された。
4. 委員倫理の遵守要請
功刀委員長が、各委員及びオブザーバに対して、委員倫理心得を遵守するようお願いした。
5. 議案（1）前回議事録の確認
事務局から、資料9に基づいて、前回議事録が通読され、了承された。
6. 議案（2）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の作成について
 - ① 事務局から、資料10-1から10-5及び参考資料10-1及び10-2に基づいて、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範」の作成・制定方法について、概ね以下の説明があった。
 - 今回の資料は、前回委員会以降に得られた日本海溝・千島海溝特措法に関する情報に基づいて、前回委員会資料を修正したものである。
 - ② 委員長から、資料10-5の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範案について、資料10-1の2. の検討、制定方法（スケジュールを含む。）で進めることについての採決に移ることの確認が行われた後、挙手による採決が行われ、全委員一致で可決された。
7. 議案（3）定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会・委員交代について
 - ① 事務局から、資料11-1及び11-2に基づいて、定期自主検査・保安検査基準解釈専門分科会の委員交替について説明があった。
 - ② 委員長から、委員交代についての採決に移ることの確認が行われた後、挙手による採決が行われ、全委員一致で可決された。
8. 議案（4）冷凍保安規則関係 定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの設置について
 - ① 事務局から、資料12に基づいて、冷凍保安規則関係 定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの設置について、概ね、以下の説明があった。
 - 本WGは、冷凍保安規則関係定期自主検査指針（KHKS 1850-4(2005)）及び同規則関係保安検査基準（KHKS 0850-4(2005)）の「6.3 除害措置」について

の改正見直しに係る事前検討を行うためのものである。

- 具体的には、「6.3 除害措置」について、冷凍保安規則関係例示基準において、アンモニア製造設備に係る散布式の除害設備及びスクラバー式の除害設備が規定されたことから、その機能確認（作動試験又はその記録による確認）の方法について検討を行うこととした。
- ② 委員長から、WG設置についての採決に移ることの確認が行われた後、挙手による採決が行われ、全委員一致で可決された。

9. 議案（5）冷凍空調装置の施設基準検討分科会の設置について

- ① 事務局から、資料13に基づいて、冷凍空調装置の施設基準検討分科会の設置について、概ね、以下の説明及び意見交換があった。
 - 前回委員会において、ISOの暫定規格の段階から検討を着手し、暫定規格を引用した冷凍空調装置の施設基準を制定し、ISOの成案が得られた後、再度改正した方がよい旨の意見があったことから、その分科会を設置するにあたって、その検討分科会での取り組み及び検討委員等についての検討をお願いしたい。
 - 同分科会の委員は、ISO規格の内容及び動向を把握している者が必要になる。
 - 冷凍空調装置の施設基準は、現在3つ（アンモニア施設用、フルオロカーボン冷凍能力3トン以上20トン未満の施設用及びフルオロカーボン冷凍能力20トン以上の施設用）となっているが、フルオロカーボン施設用は一つの基準としたらどうか。
 - フルオロカーボン施設用は、一つの基準としても問題ないと思われる。
 - ② 事務局から、本日の意見を踏まえて次回委員会において、再度、冷凍空調装置の施設基準検討分科会の設置についての審議を願いたい旨の説明があった。

10. 次回委員会について

平成18年7月頃開催されることになった。

以上